

イギリス・フランス・ドイツの校則

大津尚志

School Rules in England, France and Germany

Takashi OTSU

I. イギリスの校則

A. イギリスの校則に関する法令

イギリス (England and Wales) の1998年 School Standards and Framework Actでは、その第61条で、「公費維持学校 (maintained school) の学校理事会 (governing body) ¹⁾は、生徒にとってよい行動、規律を確保するための方針をおしすすめるものとする。」とある。さらに「学校理事会は一般原則を文書化し、ときにこれを再検討する」(同条第2項)とある。「その作成、改訂の際には学校理事会は校長、学校に登録している生徒の親と相談する」(同条第3項)とある。校長は以下のことを考慮して議案を作成するとされる。

- (a) 生徒に自律と権威への適切な配慮をもたせる。
- (b) 生徒によい行い、他の生徒を尊重するようにさせ、とくにあらゆる形態の生徒のあいだでのいじめを防ぐ。
- (c) 生徒の行動規範が納得できるものとなるよう確保する、そして
- (d) さもなければ生徒の行動を規制する。

さらに、1998年に教育雇用省(当時)は以下のような「退学、教育など、そして懲戒に関する方の変更」と題する通知文書 (letter) を出している²⁾。そして学校理事は親と相談して懲戒にかかわる文書 (statement) を出さなければならない、とされた。その文書は以下の内容を含むとされている。

- ・ 明確で自律した自分を守れる価値体系を含み、許容される行動の範囲を明確にする、学校の精神 (ethos)
- ・ 学校の道徳的きまり
- ・ 明確で建設的な行為規範

- ・ 公正で一貫して適用されるための賞罰

そして、各学校によって学校内でさまざまな名称の文書がつくられる。日本の「校則」にそのままあたるものが存在するのではない。その名称は、code of conduct, school rule, school standards, dress code, などである。その内容・形式なども学校によって多種多様である。

B. イギリスの校則の実例

Holmes Chapel Comprehensive School の Code of Conduct

学校は学業、社会環境の発展をすすめる。そのなかで、学業、人格の発展がなされ、学習が推奨され、達成は報いられる。学校はすべての生徒に学校の中、学校の近く、登下校中、あらゆる学校旅行中において、意に合う (acceptable) 行動の高い基準を示してくれることを期待する。

意に合う行動とは以下のものを含む。

- ・ 他人に対して、学校のすべての構成員に対して同等に尊重し、礼儀正しく、思いやりをもち、寛容で、配慮し、丁重で、責任をもち、敬意をもって害を与えない言葉を使う。
- ・ 自分に対して、自負心、自尊心をもち、時間厳守、勉強や制服をきちんとし、誠実であること。
- ・ 所有物に対して、きちんとし、学校の環境を尊重し配慮し、正直であること。

意に合わない (unacceptable) 行動とは以下のものを含む。

- ・ いじめ、攻撃、乱暴、(肉体的、精神的な) 悪行、遅刻、チューイングム、唾を吐く、喫煙、

悪い言葉、あざけり、不作法な、無礼な話し方、嘘をつく、盗み。

行動規範

学校共同体の全ての構成員は、すべての人にあらゆるときに、丁重で、配慮し、気遣いを示す。

丁重で、配慮し、気遣いをする (Courtesy, Consideration, and Care) とは、あなたが他人に対して、他人があなたを扱うのを期待するように、扱うことを意味する。

(例)

- 1 登録、授業には遅れないようにしよう。
- 2 学校の周囲では静かに移動し、ドアをあけるのに他人をたすけるようにし、人がとおり、物を運ぶのを助けるようにしよう。
- 3 建物内、通路、中庭、体育館の近くでは歩くようにしよう。
- 4 特に狭い通路や廊下、階段では左側通行のこと。
- 5 授業中は食事せず、チューインガムを学校にもってこないこと。
- 6 道路の駐輪場と、駐輪場とのあいだは自転車をおして歩くようにしよう。
- 7 部屋の外で待っているときは静粛に並び、他人が列の間を通るときは場所をあげよう。
- 8 本当のことを言おう。
- 9 いかなる重大な受け入れられがたい行動についても、あなたに向けてのものでも他の学校の構成員、学校の建物、財産に向けてのものでも、教師に伝えること。

丁重で、配慮し、気遣いをするとは、あなたが学校のみみんなに効果的に、効率的に働く一生徒にとっては学ぶ、教師にとっては教える一ことを考慮することを意味する。

(例)

教室では

- 1 時間をまもって着くようにしよう。
- 2 部屋に入ったら、早く静粛に学ぶために着席しよう。(理科室や特別な設備のある部屋はスタッフのメンバーの許可があったときのみ入ることができる。)
- 3 おのおのの授業のために、適切な本、備品を持参しよう。
- 4 注意深く指示を聞き、従おう。必要なときは

助け合い、つねに静粛にし、敏感になろう。そして言われたときは必ずしゃべらないようにしよう。

- 5 順序正しく部屋をでるようにしよう。

一般的に

- 1 自分のために、ベルの前には建物内に入らないようにしよう。(悪天候のときは、スタッフの集団がいつ入ってよいかを伝える。)
- 2 学校の終わりには、清掃ができるように椅子を机の上に置き、すべての所有物を部屋、預かり室から午後3時40分までに出すようにしよう。(放課後の活動に参加しているときは、バッグ、コートは自分で持っているようにしよう。)
- 3 靴によって(例えば泥のある場所を通ることにより)泥を建物内に持ち込まないようにしよう。

丁重で、配慮し、気遣いをするとは、学校の建物、その中、グラウンドを誇りをもてる場所とするように気をつけることを意味する。

(例)

- 1 ごみを落とさないように注意しよう。
- 2 机、壁はきれいに、目印をつけたりしないようにしよう。
- 3 展示品、他人の仕事、所有物を尊重しよう。
- 4 通路を通ることによって、庭、芝の境界を傷つけないようにしよう。
- 5 学校に持ってきて家に持ってかえるものにはラベルをはるることによって、自分のものには気をつけよう。
- 6 きちんときぎれいに制服を着用しよう。
- 7 怪我、害のないようにかばんを持つようにしよう。
- 8 かばんは他人に怪我をさせるような場所には置かないようにしよう。一特に出入り口、通路口は空けておこう。
- 9 昼食は食堂か教室においてのみ、スタッフの許可があるときにとるようにしよう。
- 10 貴重品(ラジオ、宝石、個人用再生装置など)を学校に持てこないようにしよう。学校はあなたのいかなる所有物に対して責任を負わない。
- 11 自転車は、駐輪場では鍵をかけ、使用できる状態に保つように気をつけよう。
- 12 他の生徒、学校(建物)、食堂、Leisure Cen-

terの所有物を盗んだり傷つけたりしないこと。

II. フランスの校則

A. フランスの校則に関する法令

フランスにおいて校則 (règlement intérieur)³⁾を定める権限は政令 (décret) により、管理委員会 (conseil d'administration) が有している。管理委員会は委員数は30名であり、校長が議長となり、教員代表 (7名)、学校職員代表 (3名)、父母・生徒代表 (あわせて10名、うち生徒代表はコレッジで3名、リセで5名) も参加する⁴⁾。

校則に盛り込まれるべき内容に関しては、現在のところ政令では以下のように6項目が規定されている。

- 1) 多元主義と中立性の尊重のもとで、生徒が保持する情報と表現の自由⁵⁾
- 2) 非宗教性 (laïcité) と多元主義の原則の尊重⁶⁾
- 3) 寛容と他者の人格と信念の尊重の義務
- 4) すべての肉体的、精神的攻撃に対する防衛の保障と、その結果として誰にもいかなる暴力も用いない義務
- 5) 生徒自身によって一定の活動において責任を徐々に負うこと
- 6) 校則は生徒の懲戒に関する章を含む。生徒の意思に反して課すことのできる懲戒

処分は、戒告 (avertissement)、譴責 (blâme)、学校あるいはその一部の一時的排除 (停学)、永久排除 (退学) からなる。停学期間は1ヶ月を超えることはできない。防止措置、付随措置、賠償措置を校則で定めることができる。懲戒処分はその全部または一部に執行猶予期間を伴うことができる。防止措置、賠償措置、付随措置として校則に定められていないことから懲戒処分を下すことは出来ない。

退学処分以外のすべての懲戒処分は、1年後に生徒の行政関係書類 (dossier administratif) より抹消される⁷⁾。

2000年には、さらに校則に関する通達 (circulaire) が出されている⁸⁾。そこで校則の役割、性質、盛り込むべき内容などが詳しく規定された。以下にその内容を略述する。

校則の目的としては、「組織の決まりで、他の条文 (訳注、法律、省令などの) が明確にしていないことで、各学校が明確にする役割をもつ事項…について定

めること。」と「…学校の状況、資力、地方の状況を考慮して、学校における権利と義務の条件を定めること。」が挙げられている。

校則の内容としては次のような項目が挙げられている。

「教育という公役務を支配する原理」として「教育の無償、中立性、世俗性、勉強、勤勉、時間厳守、他者の人格と信念に対する寛容と尊重の義務、男女間の機会と待遇の平等、心理的、肉体的、道徳的なあらゆる形の暴力から守られることの保障とその結果として誰にもいかなる暴力も用いない義務」が挙げられている。そして「学校における生活の規則」として「学校の組織と機能」に関することとして「時間割、入り口として使用できる場所と条件、共用の空間、自由に利用できるものの使用、生徒の監督の方式、生徒の通行、外部の施設への移動方法、休憩時間、寄宿生、半寄宿生⁹⁾、通学生の外出の規則、寄宿生、半寄宿生の規則、看護と緊急時の組織」が挙げられ、「学校生活と教育課程の編成」として「遅刻、欠席の管理」「連絡表の使用」「評価と学業成績簿」「教育課程の編成」「資料情報センターの利用条件」「試験の方法」「個人所有物 (携帯電話、携帯用コンピューター、マイク、無線電話など) の使用」が挙げられている。「安全」に関して麻薬、アルコール (個人的に食堂においてを除く)、煙草の禁止が挙げられている。

「生徒の権利と義務の行使」に関して、「権利の行使の方式」として、「コレッジでは生徒の代表を通しての集団の表現の権利と集会の権利」、「リセでは個人、集団の表現の権利、集会、結社、出版の権利」が保障されている。「権利の行使は教育活動、教育課程、勤勉の義務を侵害するものであってはならない。」とされる。集会の権利の行使には「校長の許可」がある、などの制限もある。「義務」としては、「勤勉の義務」として、「生徒は…いかなる場合も授業内容の一部を拒否することはできない、」とされる。他に、義務としては、「欠席と遅刻の管理方法」「他者と生活の枠組みの尊重」「いかなる暴力も用いない義務」が掲げられている。

「規律：事実上の懲戒 (punition scolaire) と懲戒処分 (sanction disciplinaire)」に関して、「校則は…事実上の懲戒と懲戒処分の種類に言及しなければならない。」とある。

他に、「奨励の手段」、「学校と家庭の関係」、「特別な

状況」、「校則の作成と改正」、「情報と流布」といった項目がある。

なお、フランスの校則においては、上記のこれらの項目がすべて登場するとは限らない。通達は裁量基準となっている。

B. フランスの校則の実例

Collège Jean Guiton の校則

2000年6月28日に管理委員会で採択

2000年9月1日より施行

前文

「すべての人間は、生まれながらにして自由で尊厳と権利において平等である。人は理性と良心を授けられており、友愛の精神をもって他者の間で行動しなければならない。」

(「世界人権宣言」第1条、国連1948年12月10日)
「自由とは他者を害さないすべてのことをなすうることにある。」

(「人および市民の権利宣言」4条、1789年8月26日)
「締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法及びこのこの条約にしたがって運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。」

(「子どもの権利条約」第28条第2項、1989年11月20日)

Collège Jean Guitonは通学生と半寄宿生を受入れる。ここに在籍する生徒は、生徒自身のために、また家族のために、この規則の条項への同意し、完全に従うものとする。

学校施設は単なる知育 (instruction) の場というだけではなく、徳育 (éducation) の場でもある。この校則は、生徒が各々がもたなければならない尊重と寛容のもとでの集団生活の規則について学習するのを助けるために立案されてきている。

学校共同体のすべての構成員 (両親、職員、生徒) は教育、仕事にとって不可欠な信頼と協力の環境に貢献しなければならない。

大人は、学校施設内でいかなる役割にしようと、あらゆるときにあらゆるところで模範を示し、監視して、見聞を通して、厳しくこの校則を実施させることができ、またそうしなければならない。

学校共同体ではライセンスと政治イデオロギー的、宗教的中立の原則の尊重が課せられる。あらゆる目立つ標章を誇示するようにに身につけることは禁止され

る。

第1章生徒の権利

1) 個人の権利

各人は共和国の法の枠内で、各人とその考え、体と心のそのままの状態に関して権利を所持している。

2) 集団の権利

各人は情報を得、集会をし、表現する権利を所持している。

a) 張紙

入り口のホールの提示版は生徒が使うものである。

張紙となるすべての文書はあらかじめ校長、副校長または生徒指導専門員 (CPE) の署名をうけて知らさなければならない。

提示番以外には、いかなる張紙も許可されない。

b) 集会の権利

この権利は提案のためのものである。

- ・ 学級代表がその役割を果たすために
- ・ 届け出済みの団体 (クラブ)
- ・ 生徒の集まり

集会は授業時間外に校長の許可を得て催される。

広告、商売、政治宗教的な性質の集会は禁止される。

c) 団体とクラブ

すべての生徒は、義務の時間外にスポーツクラブか「社会・教育の部屋」の活動を選択することができる。

第2章生徒の義務

義務は年齢、クラスにかかわらずすべての生徒に課せられる。それは授業中も授業時間外も集団生活を機能させる規則を尊重することを意味する。

学校施設外の活動 (教育のための外出、旅行、学校交流など) は学業の一部をなす。それらの活動についてはそのための文書に記載され、学校計画に明らかにされる。

A) 授業の組織

1) 勤勉

すなわち定期的に登校し、すべての授業が義務であること

2) 時間厳守

すなわち時間を厳密に守ることが必要である。

遅れてくることは他人の負担を生み出す

3) 宿題、課題、点検は義務

家庭は定期的に学校での課業を練習帳、連絡帳、問題集の添削、教師との懇談を通して定期的に確かめるようにものとする。

B) 時間と移動

コレッジの門は7時30分と13時20分を開く

自転車か原動機付き自転車で登校する生徒は、正門から駐車場(授業の間ごとに10分間は開いている)までは降りて歩かなければならない。

通学バスで登校する生徒はコレッジの中にすぐに入らなければならない。

7時55分、10時5分、13時30分、15時35分および8時55分には登校した生徒はクラス毎に校庭の決められた場所に列にならなければならない。教師が学監の指示があつてのみ教室に入ることができる。

授業の間は遊ぶ時間ではない。それはただ、生徒が新しい教室に移動するための時間でなければならない。

トイレや廊下、階段にとどまっていることは禁止される。

例外的に教師に教室を離れることを許可された生徒は、その場合保健室でも「学校生活の場」でも学級代表にずっと付き添われなければならない。

C) 欠席と遅刻

両親は子どもの利益のために、子どもが不当に授業を欠席したりすることのないように、この点に関してコレッジと協力するように気をつけなければならない。

前もって解かる欠席は書面にしなければならない。

前もって解からない欠席の場合は、家族はできるだけ速くCPEに電話で知らせなければならない。

あらゆる欠席の後には、CPEの部屋に欠席の理由と期間を記入した連絡帳を提出した後でないと教室に入ることができない。

正当な理由でない1ヶ月に4日以上欠席は大学区視学局に報告される。

遅刻した生徒は「学校生活の場」の部屋を通り、遅刻の理由を説明しなければならない。そこで授業あるいは自習室の入室許可証をうけとる(四分の一時間以上遅れた場合)

D) 外出

あらゆる生徒は、授業の間、休憩時間に外出するこ

とは許されない。半寄宿生は昼食の時間学校施設から出てはならない。

教師欠席の場合には、コレッジは、通学生にとって午前中の最後の授業の後、またその日の最後の授業の後、半寄宿生にとっておそくとも13時20分までに、親の書面による許可が連絡帳に書かれているときに、帰宅を認める(15時30分の通学バス、自転車、自家用車のために)。

自習室は15時30分から16時30分の間に、許可をえていない生徒を受入れる。

15時30分の通学バスに乗り遅れた生徒はコレッジに戻り、自習室で16時30分のバスを待たなければならない。

家族は安全上の明らかな理由から、学校施設の駐車場まで迎えに来るように呼ばれることがある。

空き時間のあいだ、生徒は自習室か資料情報センターに行くこととなる。コレッジから出てはならない。

E) 体育・スポーツの免除

体育・スポーツの免除(医者が認めた場合)は関連する教師のサインを得て、CPEの部屋に提出され、それは免除を認める唯一の資格者である学校医に送られる。一時的免除は養護婦(あるいは、1回の免除に関しては家族の要求)によって出され、授業の始めに体育教師に提出され、その決定に従って生徒は授業中同級生と一緒にいるか、自習室か医務室にいる。

F) 学校生活の組織

1 適切な態度、品行(tenue)、言葉づかいがすべて学校共同体では要求される場所である。過度の露出した服装は禁止される。帽子はすべて部屋の入り口でとらなければならない。最低限の慎みは、とくに恋愛感情に関しては、学校施設内ではもたなければならない。

部屋での飲食は禁止されているので、チューインガムや小ビンなどの容器はごみ箱に捨てられる。

他者の尊重と礼儀正しさは共同生活において絶対に必要なものである。

言葉、身体、心理的なあらゆる形態の暴力はあらゆる状況において容認されない。

2 電波通信の機器(ポケベル、携帯電話など)を所持し、使用することは許可されない。授業の支障と盗難紛失の危険、他人の使用を防ぐた

めである。大人は授業、集会にあたってそれらを使用することを自制する。移動マイクや他の拡声器は部屋に入れば、かばんの中に入れるものとする。

3 紛失、盗難、破損を防ぐために、生徒は販売や物々交換のために貴重品、多額のお金をもってこないことが要求される。自転車、原動機付き自転車盗難防止装置をつけなければならない。盗みの犯人の生徒は罰せられる。後述の通りに。

4 衛生と安全

施設内で (EVIN 法で規定)、駐輪場、コレージュと体育館の通路煙草を吸うことは禁止される。アルコール飲料はコレージュに持ってきてはならない。最低限の衛生上の理由から、コレージュ前の駐輪場を含んだいかなる場所において、つばを吐くことは禁止される。

生徒は危険物を所持してはならない。ピストル、カッター、包丁、催眠弾、煙草、ライター、マッチなど。

薬物の所持、使用、販売は法的に禁止されている。(刑事処罰)

5 生徒は教室、およびそこにおかれたものを尊重しなければならない。故意の破損は、壁やテーブルに落書きすることや傷つけることを含めて、金銭賠償(管理委員会の作成する表に基づいて、元の状態にするための費用)および法的懲罰の対象となる。

6 懲戒

この校則のすべての違反は懲戒の対象となる。懲戒はつねに教育的性格を持たなければならない。あらゆる原因の状態において、第一に対話をもたれなければならない。

懲戒

- ・ 口頭の戒告
- ・ 口頭あるいは書面での宿題の追加、放課後の残留を伴う、または伴わない一般利益にかなう活動

重い過ち、あるいは度重なる過ちの場合、1日から8日までの停学が校長により宣言される。退学は懲戒委員会のみの特権である。

許可されていないすべてのものは没収されることがある。それは家庭にのみ返却される。

半寄宿生の懲戒

- ・ 口頭での戒告
- ・ 一般利益にかなう仕事
- ・ 文書での戒告
- ・ 半寄宿からの排除(8日間まで、免除をともなう)

第3章 内部サービス

1 医療サービス

医務室は治療、応対、聴取の場である。薬剤は何であろうと処方箋と親の同意があつて医務室で渡される。医務室の、あるいは不在の場合救護業者のみの監視の元におかれる。

進路指導のために第3級の終わりに、また技術科、適応普通教育・職業教育科(SEPGA)のために検診が行われる。

「必要なときに」医務相談をしようとする他の生徒は、医者、養護婦、両親、教育団体のすべての構成員、そして生徒自身の申し出によってそれができる。

2 社会援助

生徒にかかわって家庭、社会の何らかの問題がある時、社会扶助をうけることができる。窓口営業日を問いあわせること。

3 学校事故と保障

家庭の長としての「民事責任」は義務ではない。しかし強く望まれる。それは生徒の両親の会において、互いのあるいは私的な保障の会で同意される。

しかし、発見学級、語学滞在、修学旅行などの随意活動においては義務である。それは場合によっては「個人事故」の保障の範囲で処理される。

授業時間(体育、一般・技術教育)外におきる、あるいは別の場所でおきるすべての事故はすぐに責任をもつ大人に知らされなければならない。

4 資料情報センター(CDI)

CDIでは、そこにあるあらゆる資料が利用可能である。そこで、文書を読み、学習し、調べる…

5 半寄宿

半寄宿は家族から委託されたサービスである。ゆえに生徒はテーブルでは食事の合間、休憩時間、自習時間に、よい行儀が要求される。

写真付き学校身分証明書は学校の入り口では毎日自分で持っていなければならない。損傷、紛失は生徒の費用で作直される。

半寄宿費用は請負、あるいは学期ごとに経理部がつくる用紙を受け取るとすぐに前払いで支払うものとする。

Ⅲ. ドイツの校則

A. ドイツの校則に関する法令

ドイツは州によって異なる教育制度がとられている。ここではノルトライン・ヴェストファーレン州に限定して言及する。ノルトライン・ヴェストファーレン州には教育制度を規定する法¹⁰⁾として、学校管理法 (Schulverwaltungsgesetz) が規定されている。その26条1項で「一般学校規則 (Allgemeine Schulordnung)」¹¹⁾を同州文化省が省令として制定できることが規定されている。「一般学校規則」は、一般規則、在学関係の始期と終了、授業とそれ以外の学校行事への参加、教育・規則措置、成績評価・進級、移行と終了、意見の自由・生徒新聞、学校と教育権者、学校保健衛生制度・事故防止、所内不可侵権・損害賠償義務・法的救済、附則の10部から構成されている。

学校管理法第26条4項では、「一般学校規則と補足となる行政規則の枠内で、学校は学校設置者と協議をして、校則 (Sculordnung) を制定することができる。」とある。そして学校参加法 (Gesetz über Mitwirkung im Schulwesen) 5条によって、学校会議 (Schulkonferenz, 教師、親 (教育権者)、生徒代表によって構成) の権限の一つとして「校則の制定」が規定されている。

なお、同州法5条では続いて、「学校設置者と学校が協議して、学校設備、学校敷地の利用を所内規則 (Hausordnung) によって規制することができる」とも規定している。「所内規則」と題した規則を作成している学校も存在する。

B. ドイツの校則の実例

Friedrich-Ebert-Gymnasium の校則

前文

Friedrich-Ebert-Gymnasium は生徒にとって学習、生活の空間であり、教師、他の職員にとって労働の場

である。

教師、生徒、両親、学校運営機関は民主的で協力的な学校生活の形成に働きかけ、共同の責任を引き受ける。

これには共同の規則、関係者の権利と義務を定める必要がある。FEGの校則は法律の枠内のほかに、一緒にいる人々にとっての規則を定めるものである。それは学校のみならずが具合良く感じ、有意義に学び、働くことを可能にする。目的は、仲間意識を強め、学ぶ場所との一体感を深め、関係者の参加、共同責任を援助する。

Friedrich-Ebert-Gymnasiumは多くの国から生徒が学びに来る。それは、みんなに寛容と意思疎通の特別なやり方を義務付ける。この規則のまた別の存在理由は、お互いの配慮と協力をつくりだすことにあり、そしてそれはみんなにとって良い学校の環境を作り出す前提条件とならなければならない。学校生活においてさまざまな関与集団は、相互に信頼関係をもち、オープンになり、相互に積極的に情報を知らせるべきである。

一般目標と行動様式

- 我々の学校ではすべての関係者の尊厳が留意されるべきである。誰も人として危険にさらされたり、傷つけられ、軽蔑されてはならない。互いの交流は、好意、協力、配慮の原則が適用される。特に我々のクラスでは生徒は保護に依存していて、そして卒業生、教師によってそれは維持されなければならない。
- 学校で各々は各自の行動に責任を持つ。共有の所有物はよく、注意深く扱われる。同様に他人の所有物は尊重される。汚損、破損、破壊されたものは損害を弁償しなければならない。危険物 (たとえばナイフ) を持参することは禁止される。アルコール飲料、他の酔いをもたらすものも禁止される。
- 学校ではすべての人の利益が正当とされるべきであるが、みんなが自己規律を持たなければならないことの価値を認めなければならない。誰も騒音、汚損、混乱の害をうけて学習の妨害、邪魔をされてはならない。
- 授業では生徒は上級生に従って計画、企画に参加する。これを通して、生徒は可能性、自らのイニシアティブを発展させ、関心を出し、同

時に対立を認識し、持ちこたえ、そして解決する。

- ・ これらの目的のために教師、両親、生徒の間には民主的な関係が必要とされ、それはすべての関係者のお互いの毎日の交流において習得され、実践されなければならない。

授業

- ・ 授業は通例は1時限目、7時45分から始まる。学校の校舎は7時30分より開く。そして生徒は休憩室にすることができ、7時40分の最初のチャイムで教室の前に行く。
- ・ 授業中には生徒は特別の用事があるときのみ廊下にいることができる。そうでなければ、それは教室での授業の妨げとなる。上級段階の生徒は校庭、別棟Aのラウンジにすることができる。生徒図書室で勉強することができる。
- ・ 授業あるいは学習開始前の5分の時間中に教師が不在のときは、学級委員は学校の事務室に問い合わせる。
- ・ 代理の先生の時間は授業時間である。
- ・ 授業中に中等教育段階Ⅰの生徒が授業中に病気になるときは、彼または彼女は付き添いの生徒とともに事務室に連れて行かれる。両親に知らせ、来てもらって病気の子どもを迎えにきてもらう。
- ・ 生徒は病気か、他の予見可能でない重大な理由で学校に行けないとき、担任に欠席届を提出し、できるだけ早く学校に報告する。上級段階の生徒は欠席届に1週間以内に専門教科の教師に署名をもらい、そしてそのあとに学年主任(Jahrgangsstufenleiter)に提出する。試験、アビトゥーア試験のときは別の規則による。

休憩の規則

- ・ 2回の10分休憩は肉体、精神の回復に役立つ。このために生徒は校庭に在るべきである。雨天、特別に悪い天気の際は休憩室に在る。生徒用のカフェでは休憩時の販売が行われる。5分休憩では生徒は原則として教室にだけ在る。
- ・ 学校の建物、敷地内で喫煙は生徒には許されない。中等教育段階Ⅱの生徒は、少なくとも16歳以上であれば、校長は学校敷地内の定められたフロアでの喫煙を許可できる。目下のところ喫煙は上級段階の校庭(Variel教室の裏)でのみ許可される。

- ・ 中等教育段階Ⅱの生徒は自由時間内、2回の10分休憩中に学校敷地の外に出ることができる。段階Ⅰの生徒は学校式の外に出ることは許されていない。

整理と清潔

- ・ 将来の利用者を配慮して、各々の生徒は貸し出された学習機材を慎重に扱うことを義務付けられるべきである。貸し出された本は再び利用できる状態で返却されなければならない。そうでない時は場合により弁償される。
- ・ 建物、校庭の整理、清潔はみんなの共同の責任である。生徒は、他の生徒にごみが床にすてられていたのを見たとき、言葉をかける。
- ・ そこで行われる最後の授業のあとに、教室を整頓する。
- ・ すべての生徒に清掃、片付け(椅子を上げ、窓を閉め、電気を消し、机と床をきれいにし、黒板をふく)に参加するために、授業の後40分で終え、教師に報告するように手配される。原則として各々のクラスが教室を清掃し片付ける。
- ・ 上級課程では、当面のクラスの所有物に注意をはらい、部屋を最初にあつたままの状態にして、最後の授業のあとに清掃する。
- ・ すべてのクラス、コースでは特別教室を授業ごとに清潔にし、整頓する。
- ・ トイレは休憩室でも喫煙所でもない。自分たちのために生徒はトイレで暴力、破壊行為があれば監視係(Pausenaufsichten)に伝える。そのために各々の生徒はトイレが清潔で整然としているように注意をはらう。
- ・ 第5、6学年の生徒は自転車を地下駐輪場にとめる。他のすべての生徒は校庭の後ろの決まった場所に置く。
- ・ 正門の前は消防車、救急車がいいるために原則としてあけておく。そのため正門の前の駐車は禁止される。駐車は校舎の裏の駐車場(Karl-Marx通り)において可能である。

損害賠償責任と保険

- ・ すべての生徒は学校に在る間、通学途中の事故に法規定に従って保険をかける。
- ・ 自転車で登校する生徒は盗難に十分注意する義務がある。決められた場所に駐輪しない人には保険の保護は及ばない。

- ・ 貴重品、多額の金銭は学校にもってくるべきでない。学校に損害賠償責任を持たない。
- ・ 授業中、登下校中の事故は学校にすぐに知らせなければならない。
- ・ 校舎内、学校敷地内での明白な切迫した危険、損傷は学校経営者に即座に通報されねばならない。

Bonn, 1996年9月4日 (署名)

註

- 1) イギリスの学校理事会に言及する邦語文献としては、佐貫浩「ガバナー(学校理事会)制度と学校経営の変容」(『教育』第657号、2000年、p.93.) 参照。
- 2) See, Joan Dean, *The Effective School Governor*, Routledge, 2001, p.102.
- 3) フランスの校則について、筆者は既に別稿をおこしている。大津尚志「フランスの中等教育機関における校則」(『フランス教育学会紀要』第13号、2001年、p.49.)、同「フランスの校則と生活指導」(『日本教育法学会年報』第31号、2002年近刊) 参照。
- 4) Décret no.85-924 du 30 août 1985, article 11, (*Bulletin Officiel de l'Éducation Nationale* (以下B.O.と略す),no.30, 5 septembre 1985, p.2069), Décret no.90-978 du 31 octobre 1990, article 7. (B.O.,no.42, 15 novembre 1990, p. II.)
- 5) 本項はDécret no.90-978 du 31 octobre 1990, article 3 IIにより追加された。(B.O.,no.42, 15 novembre 1990, p. II.)
- 6) 第2-5項は、当初はDécret no.85-924 du 30 août 1985, article 3(1,2,3,5)(B.O. no.30, 5 septembre 1985, p.2067)により規定された。
- 7) Décret no.2000-60 du 5 juillet 2000, Article 2 (B.O. no.8(spécial), 13 juillet 2000,p.3.)により追加された。
- 8) Circulaire no.2000-106 (B.O. no.8(spécial), 13 juillet 2000, p.19.)
- 9) 「学校で昼食をとる生徒」の意。
- 10) ノルトライン・ヴェストファーレン州の学校経営参加にかかわる州法に言及する邦語文献として、柳澤良明「西ドイツにおける学校経営参加の理念と制度に関する研究」(『教育学研究集録』第12集、1988年、p.53. 参照。)
- 11) Hippel, Rhborn, *Gesetze des Landes Nordrhein-Westfalen*, Nr.76d, (Verlag C.H.Beck)